局・区と改革ＰＴの議論資料

局・部名	福祉局高齢者施策部
担当課名	高齢福祉課

項目名	【整理番号１０６】　高齢者住宅改修費給付事業
局･区の考え方	〔試案〕 １　見直しの考え方 ・受益と負担の再検討 ２　見直し内容・留意事項 ・受益と負担の適正化の観点より、１割の自己負担制を導入 〔局・区の考え方〕 ・助成対象工事のうち全体の４分の１が限度額３０万円を超えている状況にある。身体機能が低下した高齢者は、住宅の様々な箇所を改修する必要が生じ、費用が増加している。そのため、身体能力の低下防止に向けた介護予防の観点から住宅の改修内容を向上させるため、又、低所得者対策の観点から、助成限度額を引き上げたうえで、受益と負担の適正化のため１割の自己負担制を導入する ※助成対象工事とは、介護保険法第４５条に規定されている居宅介護住宅改修費（上限２０万円）を利用する者に対し、介護保険制度を補完する制度として、介護保険制度の対象とならない工事費用の一部を助成している。 （福祉局案） 自己負担割合　１割（但し、生活保護世帯を除く） 対象世帯 ①介護保険制度の居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を受ける世帯 ②介護保険制度で非該当（自立）と判定された高齢者（二次予防事業対象者等）のいる世帯 対象となる住宅改修 ①□高齢者の日常生活の利便を図るための改修工事で、介護保険制度の住宅改修費の支給対象とならない工事 ②　介護保険制度における住宅改修の支給範囲と同等の工事及びそれに付随する工事 助成限度額 第１～第４段階（※1）　限度額 50 万円（現行 30 万円） 第５～第６段階（※2）　限度額 10 万円（現行 5 万円） 第７段階以上（※3）　助成対象外 ※1　生活保護受給世帯もしくは市民税非課税世帯 ※2　対象となる高齢者本人が市民税非課税であるが世帯は課税世帯 ※3　対象となる高齢者本人が市民税課税
参考データ等	なし